

広島県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
もみじ薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番三二〇号	平成二九年八月二五日
フアーマシイ第2センター薬局	三次市東酒屋町天狗松五四九番地一	平成二九年八月三一日
内堀診療所	庄原市東城町内堀一〇〇番地一	平成二九年七月三一日
いまたに歯科	東広島市西条町御菌宇五八九六番地三	平成二八年五月三一日